

プエルトリコにおけるステイタス問題の発生

—米国支配の成立過程についての試論—

阿部小涼

はじめに

本稿の課題は、米国支配下に編入されてから1930年代頃までのプエルトリコにおける米国の支配体系の変遷を、様々な角度から考察することである。

プエルトリコの支配は世紀転換期に起こった植民地の独立戦争のさなかに旧宗主国スペインからアメリカ合州国へと移行した。これに伴って発生したのが、米国との政治的関係をどの様に規定するかという「ステイタス問題」である。しかし1898年時点で独立するか否かという「独立をめぐる問題」から、現代のそれは性格を異にしている。すなわち、現代のプエルトリコにおける問題性は、「独立」か、「州」か、現状の「自由連合州」かという、鼎立する選択肢が存在することに起因しているからである。本稿の射程はステイタスが「問題」として可視化する20世紀前半に広くスパンを取り、また、30年代までを対象に考察する。なぜなら30年代半ばからのニューディールの到来、40年の、現在に至るステイタスの原動力となった政権の登場は、発生したステイタス問題に対処する大きな転換点として、別途論じる必要があるからである⁽¹⁾。また宗主国＝植民地関係を規定する法的変遷にとどまらないプ米関係のあり方について、様々な局面で考察する必要があるだろう。ここでは、以下の三点に絞って議論の整理を試みる。

まず第一に、米国の支配体系の制度的変化、法的な変化の過程について、主として米国サイドからの検討を行う。ここでは、同時期に併合されたフィリピン、ハワイとは、最初から異なる性格の領土として認識されていたことが重要である。プエルトリコについて、その後が続く政治的・経済的支配があらかじめ企図されていたかの様な論調による批判に対しては、慎重にならざるを得な

いのである⁽²⁾。米国の帝国主義を一枚岩的に捉えることで、米国内部の相違や対立を見落としてしまう危険性をはらむからである。

次に、そのような支配に対して、島の政治家層はどの様に反応したのか、プエルトリコサイドの政治的な変遷をたどる。ここではプエルトリコにおける自治主義の萌芽を、30年代までの時点から探ることができよう。

三点目として挙げられるのが、米国のいわゆる「経済支配」の問題である。従来から、島の貧困の原因として砂糖モノカルチャー化が批判の焦点とされてきた。しかしここでは、「それがステイタス問題の発生にいかに関与したか」という観点にたつて、経済構造の変化がもたらす影響を考察する⁽³⁾。

また本稿ではプエルトリコのナショナリスト運動について詳しく扱われていない点を、あらかじめここで述べておく⁽⁴⁾。

第一節 米国支配のかたち

1898年6月、プエルトリコは米軍により占領された。その直前の1897年、旧宗主国スペインより自治権を獲得し、自治政府がようやく胎動した矢先の軍事占領であった。これはキューバ、フィリピンのスペインからの独立革命にアメリカ合州国が干渉した「スペイン・キューバ・フィリピン・アメリカ戦争」の中で起こった⁽⁵⁾。この、植民地の独立戦争と、米国の帝国主義的領土拡張の狭間にあって、スペインからの自治権賦与を受容し、米軍の占領を歓迎したプエルトリコのあり方自体が、既に95年時点で共和国臨時政府を形成していたキューバ、米軍に対しても反植民地闘争を展開したフィリピンの「民族主義」とは異なる色彩を持つものであった。米国側の統治姿勢が、当初から独立を想定したフィリピン、キューバとは異なる一因もここにある。プエルトリコ領有に対しては米国側でも、併合なのか独立までの保護管轄なのか、明確な判断を持たなかった。

1898年7月25日、カリブ海に面したグアニカ湾から上陸した米軍は、8月12日には休戦合意に漕ぎ着け、8月18日米軍将校の軍令官による軍政府を樹立した。占領に当たり指揮官を務めたネルソン・マイルズ将軍 (Nelson A. Miles) は、7月28日、以下のように宣言している。

「プエルトリコ住民へ。

スペイン王権に対する戦争の遂行において、合州国人民は、自由・正義・人道的根拠に触発されて、プエルトリコ島を占領する軍隊を派遣してきた。我々はこの地を自由の旗で覆い、我々とあなた方の敵を追撃するという誇るべき目的に鼓吹されて来た。…我々はあなた方に自由な市民の国家を守るための手段を提供する。その力は本来、正義と人道の原則の下にある。それ故、この占領によりまず、これまで強要されてきた政治関係からのプエルトリコの解放がもたらされ、また、合衆国政府はプエルトリコが熱意を持って受け入れてくれると信じている。アメリカ軍の主目的はスペイン軍政の終焉と、この美しい島の人々に、軍の支配に代わるであろう偉大なる自由な施策を与えることにある。我々はこの地の人々と戦いに来たのではない。数世紀に亙る抑圧の犠牲者であったあなた方と、その財産を守り、繁栄を促し、我々の自由な政府機関が付与する権利と利益を保障するために来たのである。…これは破壊のための戦争ではない。…」⁽⁶⁾

過去にシティング・ブルの謀殺、ウンデッド・ニーの虐殺などネイティヴ・アメリカンの虐殺によって「功績」を挙げた経歴を持つ⁽⁷⁾マイルズは、このとき、島の人々の好意的な反応、特にスペイン植民地権力に対抗するクリオージョ勢力の熱狂的な歓迎に遭遇している。遠い宗主国に対して自治権要求を行ってきたプエルトリコの自治主義者達にとって、近くのアメリカ合州国は自由と独立の象徴的存在であり、米軍の上陸は期待と歓迎を持って平和裡に受け入れられたのである⁽⁸⁾。しかしマイルズの宣言は空疎なものであり、翌日には軍政府への服従が住民への宣言が出され、プエルトリコは米国軍政府の占領下におかれた。そして1898年12月10日には「パリ条約 (Treaty of Paris/Tratado de Paris)」が調印され、この講和条約で、スペインはプエルトリコを米国に移譲した。

この戦争以前に、カリブ海の島嶼との貿易について関心を寄せた国務長官ヘンリー・クレイ (Henry Clay) などを除くと、プエルトリコへの積極的な進出意図を読みとることはできない⁽⁹⁾。海軍基地としてのプエルトリコに注目したのがマハン (A.T. Mahan) 将軍であった。マハンは戦争中になって徐々にプエルトリコの戦略的重要性を意識し始め、占領後になって「カリブ海のマ

ルタ島」というアナロジーで、パナマ運河をはじめとする重要拠点の要衝としてプエルトリコを位置づけたのである⁽¹⁰⁾。これに対し米国の市場として注目され、資本進出が顕著になるのは、後述するように占領以降のことである。

一方この時期、世紀転換期の米国には、「白人の責務(White Man's burden)」観に代表されるような植民地主義と同時に、その膨張主義を批判する「反帝国主義連盟 (Anti-Imperialist League)」が各方面で活発に発言していたことも想起する必要がある。1899年1月30日、合州国上院へ宛てたパリ条約反対の文書には、膨張主義への批判、フィリピン、プエルトリコの独立を要求する内容で、そこにはカーネギー (Andrew Carnegie) や、クリーヴランド (Grover Cleveland)、ゴンパース (Samuel Gompers) などが名を連ねていた⁽¹¹⁾。この様に米国自体も内部に意見の対立をはらみながら、プエルトリコをめぐる支配は、徐々に形成されていった。

1900年4月12日、「暫定的 (temporarily)」措置として民政へ移管するため、最初のプエルトリコ組織法が成立した。いわゆる「フォレイカー法 (An Act temporarily to provide revenues and civil government for Porto Rico, and for other purposes/Foraker Act)」である⁽¹²⁾。人権宣言を含まないこのフォレイカー法の下に、スペイン市民権を喪失した後の法的地位の言及のない、曖昧な「プエルトリコ人民」が生まれた。

フォレイカー法では、植民地総督に代わって米国大統領による知事指名のほか、プエルトリコ最高裁判事、警察長官、教育長官などの要職が、米国大統領による任命とされた。また、立法府下院 (35名) と市長は民選となったが、大統領任命による11名 (うち5名はプエルトリコ現地人) の行政評議会 (Executive Council) が設置され、行政府と立法府の上院を兼ねた。このほか、プエルトリコの利益を代弁するため、合州国連邦議会へは常駐代表 (Resident Commissioner) が選出されたが、下院での発言が認められるのみで議決権はなかった。本国政治への参政権を認めず、島政治においても三権が分立せず、ステイタスの明確な方向付けもない統治の起点となったのである。

その後、1917年3月2日、上記の組織法の改訂として「ジョーンズ法 (An Act to provide a civil government for Porto Rico, and for other purposes / Jones Act)」が成立した。ここでは立法府として上・下院の民選 (19名の上院議員) が規定されるなど、島政治についての変更が加えられた。重要な

は、プエルトリコ住民が「米国民」とされた点である。これにより島の人々は、米国のパスポートを持ち、兵役の義務を負う一方で、連邦議会への参政権を持たない「セカンド・クラス」の市民権を持つプエルトリコ人民となったのである。

このような基本法の性格が、米国内部に出現した新しい市民の規定について、それがどのような意味を持つのか、解釈の余地を残す結果となった。そしてこの解釈を与えていったのは、米国連邦最高裁による島嶼関連訴訟の判例(Insular cases)であった。

1901年の最初の島嶼判例「デ・リマ対ビドゥウェル判決 (De Lima v. Bidwell, 182 U.S. 1, 1901)」におけるブラウン判事 (Henry Billings Brown) の見解も、「ダウンス対ビドゥウェル判決 (Downes v. Bidwell, 182 U.S. 245, 1901)」におけるホワイト判事 (Edward Douglas White) の見解も、プエルトリコは合州国に領有されているが、併合されておらず、単に属しているだけであるという点で共通していた。1901年の段階では、人権宣言も市民権の規定も不在のフォレイカー法の下で、合州国内と同等の法的平等はプエルトリコには保障されないというのが、連邦最高裁の判断であった。プエルトリコは、連邦州化が見込まれるハワイや、独立へ向かうフィリピンとは異なる「併合されない領土 (un-incorporated territory)」という解釈が、このとき成立したのである⁽³³⁾。

この当時の連邦最高裁の保守的な態度を理解するには、直前の1896年に行われた「プレッシー対ファーガソン判決 (Plessy v. Ferguson, 167 U.S. 537, 1896)」に見られる人種観も念頭におくべきであろう。上記のブラウン判事、ホワイト判事など、ルイジアナ州の「ジム・クロウ」制度に対し「分離すれども平等」とした判事の多くが、この「併合されない領土」という島嶼判例にも関与していた。また、ルイジアナ州出身のホワイト判事は、1890年上院議員時代にはルイジアナ砂糖権益を保護するための保護関税主義者として有名で、ハワイの併合にも反対していた。またブリュワー判事 (David J. Brewer)、フラー判事 (Melville Weston Fuller) は反帝国主義を支持していた⁽³⁴⁾。

有色人を排除する人種主義と、米国の膨張政策を批判する反帝国主義は、このような形で不可分に結びついていたといえよう。そこでは「人種、宗教、習慣の異なる島がアングロサクソンの合州国の一員となるのは不可能」という感性

が働いていたのである⁽⁴⁵⁾。

ところが、その後1917年のジョーンズ法による合州国市民権賦与を経ても、この解釈に変更が加えられなかった。1921年5月他界したホワイトの後を引き継いで最高裁首席判事となったのは、フィリピン総督を経て大統領を経験したタフト判事 (William Howard Taft) であった。彼は「バルザック判決 (People of Puerto Rico v. Balzac, 258 U.S. 298, 1922)」において、ジョーンズ法がプエルトリコに市民権と人権宣言を認めていても、それは連邦議会がプエルトリコを併合する意図があったということにはならないとして、合州国憲法修正第6条の刑事裁判に関する権利の保障を認めなかった。市民権がありながら、「併合されていない」から平等ではないという結論を踏襲したのである⁽⁴⁶⁾。この様な島嶼判決が、もうひとつの米国によるプエルトリコのステイタス定義を形成した。注目すべきは、最高裁の判断が、1917年の市民権賦与にも関わらず、変わらなかったということであろう。合州国における市民権の差別化が、解釈によってこの様にして定義されたのである。

さてこの間、連邦政府内部でのプエルトリコの管轄機関は、フォレイカー法による民政への移管にもかかわらず、陸軍省 (War Department) 内の「島嶼局 (Bureau of Insular Affairs: BIA)」の下にあった。この事実が、プエルトリコに対する米国の民主的施策に対する障壁となっていった。変更が加えられたのは、ローズヴェルト (F.D.Roosevelt) 大統領の民主党政権になってからのことで、1934年7月28日、大統領の行政命令6726号により、ハワイ、アラスカ、ヴァージン諸島と共に内務省に設置された「領土及び島嶼領局 (Division of Territories and Insular Possessions)」へ移管された⁽⁴⁷⁾。

一方、連邦上院議会における島嶼問題担当委員会は、まず1899年12月15日「太平洋島嶼ならびにプエルトリコ委員会 (Committee on Pacific Islands and Puerto Rico)」が成立しハワイ、プエルトリコに関する立法を担当した。これは1920年2月5日ヴァージン諸島の加入で名称を「太平洋島嶼、プエルトリコならびにU.S.ヴァージン諸島委員会」と変更したが、1899年12月15日に設置された「フィリピン委員会 (Committee on the Philippines)」との合併の結果、1921年4月18日終結された。これを受けて1921年4月18日に設立されたのが「領土ならびに島嶼領委員会 (Committee on Territories and Insular Possessions)」で、1929年6月17日に名称を変更して「領土ならびに島嶼問題

委員会 (Committee on Territories and Insular Affairs)」となった。プエルトリコは連邦議会における参政権を持たなかったため、ステイタスの変更に関する法案提出には、この上院の領土ならびに島嶼問題委員会が中心的な役割を担っていた。1922年の「キャンベル法案 (A Bill creating a "dominion" relationship)」や、1936年「タイディングス独立法案」が提出されている。中でも後者はプエルトリコ政界に動揺を与えた法案提出として注目される。米国人要人暗殺事件などのナショナリストの反米闘争への牽制を目的としたタイディングス独立法案は、「独立」についてのイニシアティブを島民に与えるという一見民主的なポーズによって、プエルトリコ世論の沈静化を図ろうとするものであった⁽¹⁸⁾。この法案を一つの契機として、島政界に大きな変化が訪れるのは1940年のプエルトリコにおける親米政権の誕生以降となる⁽¹⁹⁾。

第二節 島の政治状況：自治主義の系譜

1900年当時、米国支配を歓迎したプエルトリコ政界は、当初から親米的な勢力が二大派閥を成していた。保守主義の流れとしてホセ・セルソ・バルボサ (José Celso Barbosa) は、米国製糖業との結びつきを深め、米国の保守政党にあやかって「プエルトリコ共和党 (Partido Republicano Puertorriqueño)」を結成した。これに対し、1898年の自治政府設立の中心人物でもあったルイス・ムニョス・リベラ (Luis Muñoz Rivera) は「プエルトリコ連合党 (Partido Unión de Puerto Rico)」を結成し、1904年以来、島議会 (民選による下院) の多数派を掌握した⁽²⁰⁾。

政党間にはステイタス問題での厳格な境界線を引くことはできないが、共和党と連合党はそれぞれ、「連邦加入」、「自治」から「独立」を政党の綱領に掲げていた。連合党内部には先のムニョス・リベラとともに中核を成すホセ・デ・ディエゴ (José de Diego) がおり、まずは、自治権獲得を目標としてジョーンズ法による米国民権賦与を受容しようとしたムニョス・リベラに対し、デ・ディエゴは、独立が唯一の選択肢であるとして連邦党より分裂し、分離独立を標榜する「独立党 (Partido Independentista)」を形成するに至った⁽²¹⁾。連邦議会の常駐代表としてムニョス・リベラは、1916年5月5日の下院議会で以下のように語っている。

「1898年10月18日、この偉大なる共和国の旗がサンファン要塞の上に翻ったとき、もし誰か、自由の地アメリカ合州国は、プエルトリコ人民による、人民のための、人民の政府づくりの権限を否定しようとしていると言う者があっても、我が人民は、そのような狂気の沙汰を信じようとはしなかったでしょう。プエルトリコ人は当時、充分な自治政府体制のもとにあったのです。

…みなさん、自由な祖国で、自分たち自身の法と体制と旗を持つ市民であるみなさんには、この小さく孤独な島の人々の不幸をご理解いただけるでしょう。この人々は、あなた方の権威による法を待たねばならず、自らの意志決定による機関を持たず、家族の住む家や先祖の墓を覆うための国旗を持つ誇りもないのです。

我々が望む経験の場を、いま与えて下さい。そうすれば、可能な限りすべての権益のための、可能な限りすべての保証をもって、安定した共和国政府を構築するのは、我々にも容易いということをお見せできるでしょう。そして、その後、キューバやパナマに見られる、そして将来のフィリピンに見られるであろうような共和国が、プエルトリコにもあるという確信を持つようになった、そのあかつきには、我々に独立を与えて下さい。そうすれば、あなた方は最も偉大なる人道主義に名を馳せるでしょう。ギリシャやローマ、イギリスさえもなし得なかった、新しい国民の偉大なる創設者、抑圧された人民の偉大なる解放者となるのです。」

(喝采)⁽²²⁾

ムニョス・リベラをはじめとする自治派が想起したのは、「米国支配体制のもとでの自治政府」であった。即時独立を強行せず、米国市民権と自治政府を要求することで、米国との対立を回避しつつ、プエルトリコの自決権を反映できる政府、それはスペインから世紀末に獲得していた自治政府の段階でもあった。また、その先には独立の可能性が示唆されていることも看過できない。

その後、ムニョス・リベラ(1916年)、デ・ディエゴ(1918年)、バルボサ(1921年)が相次いで死去すると、プエルトリコ政界は政権獲得のための離合集散と、新たに社会党の参入により、新しい局面を迎えた。サンティアゴ・イグレシアス(Santiago Iglesias Pantín)は、スペインのガリシア地方出身で

米軍占領の数年前に来島し、プエルトリコでの労働運動の組織化を試みていた。米国支配以後は、一時渡米し、1901年に米国労働総同盟（American Federation of Labor: AFL）のプエルトリコにおけるオーガナイザーに任命されるなど、サミュエル・ゴンパースをはじめとする米国の労働組合との関係を深めた。彼は1915年「プエルトリコ社会党（Partido Socialista Puertorriqueño）」を結成し、米国と平等なレベルの労働条件を求めて「連邦加入」を支持した。

このプエルトリコにおける最初の革新勢力の台頭に、ムニョス・リベラの後継者アントニオ・バルセロ（Antonio Barceló）は、1922年独立派を排除し、1924年共和党のホセ・トウス・ソト（José Tous Soto）と「アリアンサ（同盟の意味）（Alianza Puertorriqueña）」を結成し、議会での多数派工作を行った。自治主義と社会党への対抗において合意をはかったのである。これに反発した共和党のラファエル・マルティネス・ナダル（Rafael Martínez Nadal）は「真正共和党（Partido Republicano Puro）」を結成し、こちらは社会党と、連邦加入について合意し、「コアリシオン（連合の意味）（Coalición）」となった。アリアンサは1924年選挙で64%の票を獲得し、連合党は多数派を維持したが、1928年には52%と支持率を下げ、逆にコアリシオンが勢力を伸張した。

このように、19世紀末にはスペインからの自治を受容したプエルトリコは、米国支配の在り方に対しては、合州国連邦の一州となることを望む「連邦加入派（Estadista）」と、即時に分離独立を求める「独立派（Independentista）」に分かれたが、米国からの市民権賦与を契機に、まずは自治権の獲得を最優先とする「自治派（Autonomista）」という三つ目の潮流が明確化したのである。自治主義の存在はその後に互り、独立派を吸収する反面、急進的反米主義を掲げる即時独立派を解体することになる。また、プエルトリコにおける「連邦加入派」の皮肉な状況は、共和党がその党名をかりた合州国の共和党が、保守的、人種主義的色彩から合州国領土の併合に反対の立場を採っていたこと、そして社会党が連携したゴンパースが、反帝国主義の立場から合州国領土の併合反対・独立支持であったことだと言えよう。

米国支配下での「併合されない領土」という曖昧なステイタスによって、プエルトリコには「我々は合州国の一部であってそうではない。我々は外国であってそうではない。我々は合州国市民であってそうではない」という心情を抱き続けることになった。しかしそのような中で、島の政治家層は、表面的なステ

イタスの議論と政権獲得に終始し、米国政府に対し積極的な改革を求める姿勢が見られなかった。

米国大統領による知事指名は、プエルトリコの実状とは全く関係のないところで行われ続けた。知事のポストは、所轄機関である陸軍省の退役将校の名誉職として考えられていたに過ぎず、島の実状に無知な知事の任命は、プエルトリコ政治が持つ構造的問題の要因となっていた。ただし、ジョーンズ法以来、知事はプエルトリコ上院の助言と同意を得て、内閣指名を行うこととされていた。事実上、議会における多数派が政府をコントロールすることが可能であった。島内政治に無関心な知事は、旨味の大きい経済的利害と結びつきやすく、また、任期中に平穩無事であることを期待して、多数派政党と手を組む傾向にあった。知事による公職指名は、上・中級官吏にまで及び、多数派議席獲得が官職任免を左右する猟官制が一般化した。また、公職の返礼として給与の数パーセントを支持政党へ貢納する「クオータ・システム」の慣例で、多数派政党には大きな利益が保証された⁽²³⁾。

また政治家の多くは、島へ進出した米国資本の資金源に支えられていた。バルセロもソトも、米国系の砂糖会社とのつながりをもっていった。後述する糖業への資本流入に際して無防備な状態が続いたのである。その典型的な事例が「500クエルダス法」である。

500クエルダス（1クエルダ=0.9712エーカー）以上の土地所有を禁じることを目的としたこの法律は、フォレイカー法の中で規定されていた⁽²⁴⁾。しかし会社による所有を制限する一方で、個人所有については言及されないなど、殆ど実効性のない法律として死文化も同然の状態であった。島の政治家からはこの法律の実施を検討する姿勢は見られず、後述するような大土地所有の進行に対して、何ら有効な手だてとはなり得なかったのである⁽²⁵⁾。1930年のプエルトリコに関する調査報告書は、当時の政治状況について、以下のようにシニカルにコメントを加えている。

「彼ら〔政党の指導者層〕は自治獲得のための議論として、貧困層の嘆かわしい状況について言及するが、どの様な政府の形態に関連してその様な状況が生じるのかを明らかにしないのである。自治の議論は、部分的には地域のプライドに触発された感情的な政治的権利の要求に終始し、また、

おそらく多少は、ワシントンからの脅威的な支配の背後には巨大な米国人納税者の利害が控えているのだという結論に落ち着き先を見出したようでもある」⁽²⁶⁾。

第三節 経済の構造変化

それでは、米国による「経済支配」はどの様に政治状況を規定していったのだろうか。次に米国支配をめぐる経済構造の変化について考察する。世紀転換期のプエルトリコは農業中心の産業構造であった。島の状況について合州国に紹介した希少な研究の中で、米国人地理学者ロバート・ヒル (Robert T. Hill) は、「プエルトリコは本質的には農民の土地で、西インド諸島のなかでも最も耕作がすすんでいる。実際、この様に多角的に耕作されている島は他になく、輸出用のコーヒーと砂糖の広大なプランテーションに加えて、住民が消費するのに十分な食糧が生産されている。そのうえ、土地は大プランテーションによって独占されておらず、殆どは小規模の独立農民の間で分割されている。畜産も広く行われている」と述べている⁽²⁷⁾。

この様なプエルトリコ農村の状況は、ヒルの文献も参照されている1899年のセンサス・レポートからも伺い知ることができる。1899年の農場の所有率はキューバの28%に対して、プエルトリコは93%⁽²⁸⁾、また全就業人口の62.8%、男性だけで見ると73.3%が農業に従事していた。表1は1899年の就業構造をプエルトリコ、キューバ、合州国の地域別に比較したものである。プエルトリコが同時期の他の地域と比較しても、農業中心の産業構造であったことがわかる。

食糧生産を行う自給自足的な島であったが、輸出品目として重要な位置を占めたのはコーヒー、砂糖、タバコの三品目であった。全耕地面積中に占める割合はそれぞれ、コーヒー41%、甘蔗15%、タバコは1%であった⁽²⁹⁾。表2に農産物輸出額の推移を示す。19世紀後半、砂糖は1871年に輸出額の68.5%だったが、1897年には21.6%に減少した。これに対して、コーヒーは17.6%から59.7%に増加している⁽³⁰⁾。

ところが、米国支配以後この傾向は逆転するのである。プエルトリコ産のコーヒーは19世紀末のヨーロッパで、その深く豊かな味わいが高く評価された、重要な輸出商品であった。1881年のコーヒー輸出額の40%はヨーロッパ向けに、

43%がスペインとキューバへ出荷されていた⁽³¹⁾。しかし、支配体制の変更後、米国はこれに変わる輸出市場を成さなかった。既にブラジルからの安価なコーヒーを輸入していた米国市場に、プエルトリコ産の割高なコーヒーの参入の機会はなかった。また、「外国」となったスペイン、キューバへの輸出には関税がかけられるようになり、プエルトリコ産コーヒーのマーケットは縮小していった。別の原因として1898年8月8日の「サン・シリアコ」ハリケーン、1928年の「サン・フェリペ」ハリケーンという、二度の大きな天災も挙げられる。1898年には収穫の8割、金額にして5～6百万ドルが被害を受け、コーヒー農園の55～60%が破壊された。コーヒーの苗木は成熟に4～6年を要する。また、苗木を覆う木陰をつくるための森林も必要となる。いったん破壊されたコーヒー農園が次の収穫を期待できるまでの数年間を過ごす余裕のない、小規模自営農民の多くが、土地を持たない農業労働者への没落を経験した。28年のハリケーンはこの傾向に一層拍車をかけたのである。その結果、1897年の輸出額の59.7%を占めていたコーヒーは、1929年にはわずか0.6%にまで激減していた。また、島のコーヒー生産地の人口は、海岸部の甘蔗生産地へと流出していった⁽³²⁾。

対照的に拡大を遂げたのが砂糖産業である。これはタバコ、縫製業など、米国向け輸出を拡大した商品の中でも、最も米国資本の影響を受け、島の経済に劇的な変化をもたらした例として注目される。ただしその実態は、もっぱら米国市場に特化した輸出、モノカルチャー化、大土地集中と不在地主制の進行によるものであった。

表3は規模別農場数と面積の推移を示している。全体の1%未満の500クエルダス（1 cuerda=0.9712acres）以上を所有する大農場が1935年までにその数を減少させつつ平均面積を拡大していく一方で、99クエルダス以下の農場は件数は増加するが平均面積を減少させている。大多数の零細農場と少数の大規模農場との二極分解の様子が典型的に見て取れるのである。

また表4は同じ時期を、自作農場（owner）、管理農場（manager）、借地農場（tenant）の三つの所有形態別に農場数と規模の推移について比較したものである。米国支配以後の趨勢として、自作農の相対的減少と借地農の相対的増加が見られる。一方、一件当たりの平均面積から、両者が縮小規模にあるのに対して、管理農場の一件平均の面積は圧倒的規模で拡大している。管理農場は

1920年から30年に数・面積ともに急増しており、平均面積を下げているのはこのためである。しかし、30年から40年の10年間で件数を減少させつつ平均面積を拡大した。灌漑や工作機械など農業技術の拡大期にあって、自作農の借地農化、双方の零細化がすすむ一方で、管理農場、すなわち会社経営による少数の大規模農場へと淘汰されていく傾向が、プエルトリコにおいては、米国支配以降、糖業の拡大に伴って見られるようになったのである。

農村の構造変化は海岸部の甘蔗生産地区において顕著である。1935年のセンサスによれば、全甘蔗農場の7.5%の管理農場が甘蔗農場面積の7割近くを保有しており、一件当たりの平均規模は500クエルダスをはるかに上回る1033クエルダスとなっている⁽³⁸⁾。さらに詳細な資料によれば、1000クエルダス以上を保有する66件の甘蔗農場が、平均にして6620.4クエルダスという規模を持つことが指摘されている⁽³⁹⁾。

この大土地集中を助長したのは、強大な資本力を有する米国系の砂糖会社であった。すでに世紀転換期の糖業部門の世界的趨勢の中で、甘蔗栽培（農業）部門と製糖（工業）部門が分離し、周辺プランテーションの甘蔗を集中的に製糖するセントラルが出現していた。プエルトリコにおいては支配体制の交替を契機として流入した米国資本が、現地のコーヒー産業を衰退させ、セントラル中心の甘蔗製糖業の再編を牽引したのである。ディエツがいみじくも指摘するように、「民族資本の萌芽は胎児の段階で流産し、資本主義生産関係は外国支配のもとに開花したのである。

20年代末から30年代へ向かってのこの様な経済状況は、糖業部門を支持基盤としていた連邦加入派の共和党が島政治の勢力を拡大していったという島の政界の状況とオーヴァーラップさせて見ることができよう。島における現地資本を凌駕した米国系糖業資本の優位は、米国への併合、連邦州化を望む連邦加入派の勢力拡大を牽引したのである⁽³⁵⁾。

むすびに

プエルトリコにおけるステイタス問題の発生を、その端緒である1898年に限定せず、やや長い時期をとって考察してきた。これまでに明らかなように、プエルトリコにおけるステイタス問題は、その過程の中で、繰り返し定義され解釈されながら、その「問題性」を露にしていたのである。そしてその問題性

とはまさに、解釈によって定義される「曖昧な支配」の在り方に起因していた。

1939年、「アメリカ市民自由連盟(American Civil Liberties Union: ACLU)」が作成した「アメリカの植民地における市民的自由 (Civil Liberties in American Colonies)」と題されたパンフレットは、「1934年、フィリピン独立法が成立したため、プエルトリコは、その米国との関係において最もさしせまった問題を提示している」と、「併合されていない領土」プエルトリコを最大の問題として挙げている⁽³⁶⁾。そしてパンフレットの言葉は、その先「あらゆる政党は、独立か、連邦加入か、あるいは、より拡大された自治政府かを望んでいるのである」と続けられている。ここで注目すべきは三つ目の選択肢としてあげられた「より拡大した自治政府」であろう。

米国による軍事占領の結果、防衛の要衝としての重要性が増大し、経済構造の転換により米国市場へ組み込まれる。このような事実が、島嶼プエルトリコの独立を困難にした要因であろう。しかし、米国側の「帝国主義」の内実が、領土拡大を忌避する反帝国主義と、人種主義による平等の否定という植民地放棄論を内包していたことが、曖昧で不確定な支配をプエルトリコにもたらした要因として看過できないのである。

表1 世紀転換期の就業構造比較 (1899年) [%]

地域	農林水産 、鉱業	家内サー ビス	手工業・ 機械工業	貿易・輸 送
プエルトリコ	62.8	20.5	8.4	7.6
キューバ	48.1	22.8	14.9	12.8
合州国	39.7	19.2	22.4	14.6

出典：U.S. War Department, Office Director Census of Porto Rico,
Report on the Census of Porto Rico, 1899(Washington: G.P.O., 1900), p.95.

表2 プエルトリコにおける農産物輸出額の推移

輸出品	1871	1881	1897	1901	1911	1921	1929
砂糖	68.5%	28.9%	21.6%	54.9%	61.3%	64.5%	43.1%
モラセス				6.9%	1.4%	1.2%	1.1%
タバコ (葉・きざみ)				4.4%	3.9%	12.1%	15.8%
シガー				3.6%	13.4%	7.2%	4.7%
コーヒー	17.6%	54.5%	59.7%	19.5%	12.5%	4.8%	0.6%
輸出総額	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Laird W. Bergad, "Agrarian History of Puerto Rico, 1870-1930,"

Latin American Research Review, 13-3, 1978, pp.65-69:

Victor S. Clark, *Porto Rico and Its Problems* (Washington D.C.:

The Brookings Institution, 1930), pp.606-607より作成。

表3 規模別農場数と面積の推移：1920-1940

農場規模	1920			1930			1935			1940		
	数	面積	平均面積	数	面積	平均面積	数	面積	平均面積	数	面積	平均面積
総計	41,078 (100.0%)	2,022,404 (100.0%)	49.2	52,965 (100.0%)	1,979,474 (100.0%)	37.4	52,790 (100.0%)	1,913,047 (100.0%)	36.2	55,519 (100.0%)	1,885,874 (100.0%)	34.0
99クエルダス以下	37,562 (91.4%)	705,414 (34.9%)	18.8	49,733 (93.9%)	770,111 (38.9%)	15.5	49,800 (94.3%)	744,561 (38.9%)	15.0	52,433 (94.4%)	771,051 (40.9%)	14.7
100-174	1,639 (4.0%)	209,541 (10.4%)	127.8	1,570 (3.0%)	201,928 (10.2%)	128.6	1,488 (2.8%)	189,190 (9.9%)	127.1	1,504 (2.7%)	191,678 (10.2%)	127.4
175-259	723 (1.8%)	390,959 (19.3%)	277.7	674 (1.3%)	143,884 (7.3%)	213.5	656 (1.2%)	137,662 (7.2%)	209.9	646 (1.2%)	135,568 (7.2%)	209.9
260-499	685 (1.7%)	685 (0.0%)	277.7	581 (1.1%)	196,061 (9.9%)	337.5	511 (1.0%)	178,176 (9.3%)	348.7	594 (1.1%)	206,789 (11.0%)	348.1
500クエルダス以上	469 (1.1%)	716,490 (35.4%)	1,527.7	367 (0.7%)	667,490 (33.7%)	1,818.8	335 (0.6%)	663,458 (34.7%)	1,980.5	342 (0.6%)	580,788 (30.8%)	1,698.2

*1クエルダス=0.9712エーカー

出典：United States Department of Commerce, Bureau of the Census.

Sixteenth Census of the United States: 1940, Agriculture, Territories and Possessions

(Washington D.C.: Government Printing Office, 1943), p.176

表4 所有形態別の農場数と面積：1920-1940

		数量				割合 (%)			
		1920	1930	1935	1940	1920	1930	1935	1940
農場数	全農場数	41,078	52,965	52,790	55,519	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	自作農場	36,407	43,101	40,485	42,990	88.6%	81.4%	76.7%	77.4%
	管理農場	1,213	3,374	2,414	1,303	3.0%	6.4%	4.6%	2.3%
	借地農	3,458	6,490	9,891	11,226	8.4%	12.3%	18.7%	20.2%
農場面積	全農場面積	2,022,402	1,979,474	1,913,047	1,885,874	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	(クエルダス) 自作農場	1,485,206	1,166,976	1,002,511	1,072,144	73.4%	59.0%	52.4%	56.9%
	管理農場	351,335	676,760	708,293	573,699	17.4%	34.2%	37.0%	30.4%
	借地農	185,861	135,738	202,243	240,031	9.2%	6.9%	10.6%	12.7%
一件平均面積	全農場	49.2	37.4	36.2	34.0				
	(クエルダス) 自作農場	40.8	27.1	24.8	24.9				
	管理農場	289.6	200.6	293.4	440.3				
	借地農	53.7	20.9	20.4	21.4				

出典：United States Department of Commerce, Bureau of the Census,

Sixteenth Census of the United States: 1940, Agriculture, Territories and Possessions

(Washington D.C.: Government Printing Office, 1943), p.175.

(注)

- (1) 拙稿「ヌエボ・トラト (el Nuevo Trato)ープエルトリコにおけるニューディール」『アメリカ研究』30号 (1996年) 参照。また、現在「『非独立』への道…プエルトリコにおける大衆民主党の成立」と題して論考を予定している。
- (2) 矢下徳治「『北方の巨人』の影におおわれるプエルトリコー〈もうひとつの沖縄〉の民族解放闘争史ー」, 原広司ほか著『インディアスを〈読む〉』現代企画室1984年。
- (3) この点に関して、小平直之の視点が示唆に富む。小平直之「『米西戦争』と米国帝国主義」歴史学研究会【編】南北アメリカの500年第4巻『危機と改革』(青木書店1993年)。
- (4) それはスペイン支配時代以来プエルトリコにおいてナショナリスト運動が不在だったからでは、決してない。例えば1868年9月23日には、プエルトリコ独立革命「ラレスの叫び」が起こっている。Olga Jiménez de Wagenheim, *Puerto Rico's Revolt for Independence: El Grito de Lares* (Princeton: Markus Wiener Publishing, 1993). また1897年にはスペインから自治を獲得している。1898年は自治政府建設を準備する矢先の米軍占領だった。また、1937年3月27日には米国によるナショナリスト運動の弾圧事件「ボンセの虐殺」が起こった。
- (5) 小平「『米西戦争』と米国帝国主義」, 28-48頁を参照。
- (6) Puerto Rico Federal Affairs Administration (PRFAA), Marcos R. Lavandero, ed., *Documents on the Constitutional Relationship of Puerto Rico and the United States* (Washington, D.C.: PRFAA, 1988), pp.49-50.
- (7) 矢下「『北方の巨人』の影におおわれるプエルトリコ」, 141-142頁。
- (8) Arturo Morales Carrión, *Puerto Rico: A Political and Cultural History* (New York: W.W. Norton, 1983), pp.129-136.
直後に出されたセンサス・レポートにも現地のあらゆる階級の人々から、一斉に熱狂的な歓迎をうけたとある。U. S. War Department, *Report on the Census op Porto Rico, 1899* (Washington, G.P.O., 1900), p.19.
- (9) Jorge Heine and Juan M. García-Passalacqua, *The Puerto Rican Question* (New York: Foreign Policy Association, 1983), pp.7-9.
- (10) Morales Carrión, *Puerto Rico*, pp.133-135.
- (11) "Memorial to the United States Senate with Respect to the Spanish Treaty, 30th January, 1899." (N.p., n.d.). <http://web.syr.edu/~fjzwick/ailtexts/ad013099.html>. In Jim Zwick, ed., *Anti-Imperialism in the United States, 1898-1935*. <http://web.syr.edu/~fjzwick/ailtexts/ad013099.html>.

syr.edu/~fjzwick/ail98-35.html (December 1995).

- (12) 以下、プ米関係に関する諸法についてはPRFAA, *Documents*を参照。
- (13) Juan R. Torruella, *The Supreme Court and Puerto Rico: The Doctrine of Separate and Unequal* (Río Piedras, P.R.: Editorial de la Universidad de Puerto Rico, Primera edición, 1985, Reimpresión, 1988), pp.40-84.
- (14) *Ibid.*, pp.41-43, f.n.
- (15) *Ibid.*, pp.52-53.
- (16) *Ibid.*, pp.94-100; PRFAA, *Documents*, pp.107-148.
- (17) Thomas Mathews, *Puerto Rican Politics and the New Deal* (Gainesville: University of Florida Press, 1960; rept. ed., New York: Da Capo Press, 1976), pp.171-173.
- (18) U.S. Congress, *Cong. Rec.*, 74th Cong., 2d Sess., April 23, 1936, p.5925, S.4529; Harold L. Ickes, *The Secret Diary of Harold L. Ickes: The First Thousand Days, 1933-36* (New York: Simon & Schuster, 1953), pp.547-548; Frank Otto Gatell, "Independence Rejected: Puerto Rico and the Tydings Bill of 1936," *The Hispanic American Historical Review*, vol.38, (February 1958), pp. 25-44. その後の政界の動揺から、新政権の誕生については別途論考を予定している。
- (19) その後の経過は以下の通りである。まず1947年8月5日「知事民選法 (Public Law 362, An Act to ammend the Organic Act of Puerto Rico)」が成立し、プエルトリコ組織法の改正によるプエルトリコ知事の民選化が決定、翌1948年11月の総選挙において初の民選知事が誕生した。また、1950年7月3日、「公法600号Public Law 600, An Act to provide for the organization of a constitutional government by the people of Puerto Rico)」においてプエルトリコ自治法制定と組織法の改定が承認され、プ米間関係は1950年7月3日の「プエルトリコ連邦関係法 (The Puerto Rican Federal Relations Act)」により規定された。これをもとに作成された「プエルトリコ自由連合州法 (自治憲法) (Constitucion del Estado Libre Asociado de Puerto Rico/Constitution of the Commonwealth of Puerto Rico)」は、プエルトリコ側の制憲会議と住民投票、米国議会の承認の手続きを経て、最終的に1952年7月25日発布、11月4日住民投票で承認された。プエルトリコは以後、現在に至るまでこの「自由連合州」というステイタスを維持している。
- (20) Fernando Byrón Toro, *Elecciones y políticos de Puerto Rico* (Mayagüez, Puerto Rico: Editorial Isla, 1977), pp.111-126; Henry Wells, *The Modernization of Puerto Rico: A Political Study of*

- Changing Values and Institutions* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1969), pp.94-108.
- (21) Morales Carrión, *Puerto Rico*, pp.187-201.
- (22) U.S. Congress, *Cong. Rec.*, 64th Cong., 1st Sess., 1916, pp. 7470-7473. Kal Wagenheim and Olga Jimenez de Wagenheim (eds.), *The Puerto Ricans: A Documentary History* (New York: Plaeger, 1973; rept. ed., Maplewood, N.J.: Waterfront Press, 1988), p.126.
- (23) Wells, *The Modernization of Puerto Rico*, pp.108-111; Victor S. Clark, *Porto Rico and Its Problems* (Washington D.C.: The Brookings Institution, 1930), pp.93-107.
- (24) PRFAA, *Documents*, p.68.
- (25) James L. Dietz, *Economic History of Puerto Rico: Institutional Change and Capitalist Development* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1986), pp.89, 97, 106.
- (26) Clark, *Porto Rico*, p.104.
- (27) 彼はまた、合州国との比較において人種偏見があまり見られないことにも言及している。Robert T. Hill, *Cuba and Porto Rico with the Other Islands of the West Indies* (New York: ?, 1898), pp.148-149, 158-169, Quoted in Morales Carrión, *Puerto Rico*, pp.130-132.
- (28) U.S. War Department, Office Director Census of Porto Rico, *Report on the Census of Porto Rico, 1899* (Washington: G.P.O., 1900), p.18.
- (29) *Ibid.*, p.152.
- (30) Laird W. Bergad, "Agrarian History of Puerto Rico, 1870-1930," *Latin American Research Review*, 13-3, 1978, pp.65-69.
- (31) *Ibid.*, p.69.
- (32) Dietz, *Economic History*, 99-102; Bergad, "Agrarian History," pp.75-76.
- (33) Puerto Rico Reconstruction Administration (PRRA), Oficina del Censo (San Juan, Puerto Rico), *Censo de Puerto Rico: 1935, Agricultura, Capítulo 3. Fincas, propiedad agrícola cultivos y animales en fincas* (Reimpresión del Bolet'n de agricultura) (Washington: G.P.O., 1937), pp.113-114.
- (34) Arthur D. Gayer, Paul T. Homan, Earle K. James, *The Sugar Economy of Puerto Rico* (New York: Columbia University Press, 1938), p.103.
- (35) キンテロ・リベラは、20年代の政治変化と現地資本との関係についてさ

らに詳細に検討している。Angel G. Quintero Rivera, *Patricios y plebeyos: burgueses, hacendados, artesanos y obreros, Las relaciones de clase en el Puerto Rico de cambio de siglo* (Río Piedras, Puerto Rico: Ediciones Huracán, 1988).

- (36) American Civil Liberties Union. "Civil Liberties in American Colonies." (New York: American Civil Liberties Union, 1939). <http://web.syr.edu/~fjzwick/ail/civillib.html> In Jim Zwick, ed., *Anti-Imperialism in the United States, 1898-1935*. <http://web.syr.edu/~fjzwick/ail98-35.html> (August 1996).